

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	保健情報システム（対人系）等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：健康部健康政策課、健康づくり課、保健予防課、  
牛込保健センター、四谷保健センター、  
東新宿保健センター、落合保健センター）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	保健情報システム（対人系）等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行
<b>担当課</b>	健康政策課、健康づくり課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
<b>目的</b>	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、現行の保健情報システム（対人系）及び一部のホストコンピュータ処理業務を、標準化に対応したシステムへ移行し、安定した保健衛生事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
<b>対象者</b>	新宿区の保健事業の利用者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>保健情報システム（対人系）は、各種保健事業（成人保健、母子保健、歯科保健、精神保健、予防接種、難病対策、結核、保健相談）の情報管理を行うシステムであり、情報システム統合基盤及びイントラネット端末上で運用している。</p> <p>令和3年9月に公布された「標準化法」において、各種保健事業のうち、成人保健・母子（歯科）保健・精神保健・予防接種については標準化対象事務に指定されており、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に基づくシステムへの移行が求められている。</p> <p>また、成人保健事業のうち 健康診査・がん検診・保健指導等の業務は、現在ホストコンピュータシステムで処理しているが、同システムは令和6年度末に廃止予定であるため、その前に新たなシステムへ移行する必要がある。</p> <p>そこで、現行の保健情報システム（対人系）及びホストコンピュータを利用した一部の業務（健康診査・がん検診・保健指導等）について、令和7年1月までに国の標準仕様に基づくシステム（健康管理システム）へ移行する。また、標準化対象外事務（難病対策・結核・保健相談）に関しては、健康管理システムのパッケージとして提供される密接関連業務システムへ移行し、一体的な情報管理・運用を行う。</p> <p>なお、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上にシステムを構築し、運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>保健情報システム（対人系）の業務及びホストコンピュータで処理している一部の保健業務を、標準化に対応した健康管理システムパッケージ（密接関連業務システムを含む）に移行する。新システムは、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築する。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>健康管理システムの運用にあたり、ガバメントクラウド上に構築した同システムに個人番号を含む個人情報を保管する。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>標準システムの構築、現行システムからの移行作業及び運用保守業務を委託する。</p> <p>※個人情報の流れは、資料56-1のとおり</p>

## 件名 保健情報システム(対人系)等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行について

保有課(担当課)	健康政策課、健康づくり課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
登録業務の名称	<p>【健康政策課】保健師活動、家庭療養指導</p> <p>【健康づくり課】健康診査(成人健診)、がん検診、肝炎ウイルス、乳幼児健康診査、歯科健康診査、保健指導</p> <p>【保健予防課】保健情報システム(結核)、医療費助成(精神障害者)、小児慢性疾患医療費助成、難病医療費助成、予防接種法に基づく予防接種及び新宿区で実施する任意予防接種、麻しん風しん抗体検査</p> <p>【各保健センター】骨粗しょう症予防検診、妊娠届出、乳幼児健康診査、歯科衛生相談、精神障害者の医療助成等、保健情報システム(小児慢性医療費助成)、保健情報システム(難病医療費助成)、精神保健福祉手帳、出産・子育て応援事業、保健師活動</p>
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区の保健事業の利用者</p> <p>2 記録項目 資料56-2のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ 健康管理システム(ガバメントクラウド上に移設)</p>
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づいた健康管理システムの運用を実現し、安定した保健衛生事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	<p>保健情報システム(対人系)で管理している各種保健業務及びホストコンピュータで処理している一部の保健業務を、新たにガバメントクラウド上に構築する「標準化法」に準拠した健康管理システムへ移行する。</p> <p>なお、一部の標準化対象外事務(難病対策・結核・保健相談)に関しては、健康管理システムのパッケージとして提供される密接関連業務システムへ移行し、ガバメントクラウド上で一体的な情報管理・運用を行う。</p> <p>(1) 保健情報システム(対人系)業務 成人保健、母子保健、歯科保健、精神保健、予防接種、難病対策、結核、保健相談</p> <p>(2) ホストコンピュータ処理業務 成人保健(健康診査・がん検診・保健指導、健診等委託料計算、各種通知印刷)</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和5年11月～令和6年12月まで(予定) 移行期間 令和7年1月から(予定) 本稼働

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムの外部結合について

保有課 (担当課)	健康政策課、健康づくり課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
登録業務の名称	<p>【健康政策課】 保健師活動、家庭療養指導</p> <p>【健康づくり課】 健康診査 (成人健診)、がん検診、肝炎ウイルス、乳幼児健康診査、歯科健康診査、保健指導</p> <p>【保健予防課】 保健情報システム (結核)、医療費助成 (精神障害者)、小児慢性疾患医療費助成、難病医療費助成、予防接種法に基づく予防接種及び新宿区で実施する任意予防接種、</p> <p>【各保健センター】 骨粗しょう症予防検診、妊娠届出、乳幼児健康診査、歯科衛生相談、精神障害者の医療助成等、保健情報システム (小児慢性医療費助成)、保健情報システム (難病医療費助成)、精神保健福祉手帳、出産・子育て応援事業、保健師活動</p>
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区の保健事業の利用者</p> <p>2 記録項目 資料56-2のとおり</p>
結合の相手方	デジタル庁 (ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	標準化法第10条において、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムに構築する健康管理システムを利用する必要があるため。
結合の形態	情報システム課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、健康管理システム等が構築されているガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和6年7月 (予定) (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行に係る業務の委託について

保有課(担当課)	健康政策課、健康づくり課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
登録業務の名称	<p>【健康政策課】保健師活動、家庭療養指導</p> <p>【健康づくり課】健康診査(成人健診)、がん検診、肝炎ウイルス、乳幼児健康診査、歯科健康診査、保健指導</p> <p>【保健予防課】保健情報システム(結核)、医療費助成(精神障害者)、小児慢性疾患医療費助成、難病医療費助成、予防接種法に基づく予防接種及び新宿区で実施する任意予防接種、</p> <p>【各保健センター】骨粗しょう症予防検診、妊娠届出、乳幼児健康診査、歯科衛生相談、精神障害者の医療助成等、保健情報システム(小児慢性医療費助成)、保健情報システム(難病医療費助成)、精神保健福祉手帳、出産・子育て応援事業、保健師活動</p>
委託先	株式会社両備システムズ(予定) (プライバシーマーク、ISO27001取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区の保健事業の利用者</p> <p>2 記録項目 資料56-2のとおり</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(健康管理システム)
委託理由	<p>「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。</p> <p>なお、現行の保健情報システム(対人系)は、プロポーザルを経て平成25年4月から上記事業者のシステムを導入し、以後保守委託契約を締結している。また、標準システム移行にあたり、令和5年2月に健康管理パッケージシステムを保有し本区の保守対応可能なベンダー(15社)に調査したところ、令和7年1月までに移行作業を実施可能なベンダーは上記事業者以外になかったため、本移行作業は同社に委託する予定である。</p> <p>標準化法に基づく環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有し、現行の保健情報システム等を熟知している上記事業者に業務に委託することで、円滑な移行作業の実施が期待できる。</p>
委託の内容	ガバメントクラウド上に「標準化法」に準拠した健康管理システムを構築し、保健情報システム(対人系)及びホストコンピュータで管理している各種保健情報を移行する作業を委託する。また、同システムの運用保守業務を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和5年11月から令和7年3月31日まで(予定)(令和7年4月以降も、運用保守業務委託を行う予定。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり